

亀山市条例第 号

亀山市まちをきれいにする条例の一部を改正する条例

亀山市まちをきれいにする条例（平成17年亀山市条例第106号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市、<u>市民団体</u>、事業者、市民等及び土地占有者等が協力して市内における<u>ごみ</u>の投棄を防止するとともに、<u>自主的な清掃活動、美化運動等</u>を促すことにより、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>ごみ</u> <u>廃棄物の処理及び清</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市、事業者、市民等及び土地占有者等が協力して市内における<u>空き缶等及び吸い殻等</u>の投棄を防止するとともに、清潔で美しいまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>空き缶等</u> <u>飲食料を収納し、</u></p>

掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。

(2) 市民団体 市民が主体となって組織された団体をいう。

(3) 事業者 市内で事業を営む法人その他団体又は個人をいう。

(4) 及び (5) [略]

(市の責務)

第3条 市は、ごみの投棄の防止のために必要な施策又は事業を実施しなければならない。

2 市は、環境美化意識への理解及び関心を高めるための啓発及び高揚に努めなければならない。

3 市は、市民団体、事業者又は市民等が行う自主的な清掃活動、美化運動等を支援するよう努めなければならない。

4 市は、第1項の施策又は事業を実施するために必要があるときは、市民団体、事業者又は市民等と連携して行うものとする。

(事業者の責務)

又は収納していた缶、瓶、紙パックその他これらに類する容器をいう。

(2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす及び紙くずをいう。

(3) 事業者 飲食料等を製造し、加工し、又は販売する事業を営むすべての者をいう。

(4) 及び (5) [略]

(市の責務)

第3条 市は、空き缶等及び吸い殻等の投棄の防止並びに環境美化意識の啓発及び高揚等に努めるとともに、市民参加型の施策又は事業を実施しなければならない。

[項を加える。]

[項を加える。]

[項を加える。]

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動により生じたごみの投棄の防止に係る施策を策定し、必要に応じたこれらの回収活動を実施するとともに、前条第1項に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

2 事業者は、その事業を行う場所及びその周辺を清掃活動等により清潔に保つよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、清潔で美しいまちづくりの推進に関する意識を高め、自ら生じさせたごみを適正に処理し、及び市内の環境美化に努めるとともに、第3条第1項に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

(土地占有者等の責務)

第6条 土地占有者等は、ごみの投棄を防止するため、その占有し、又は管理する土地の清掃及び除草を行うよう努めるとともに、第3条第1項に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第7条 何人も、道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所に

第4条 事業者は、その事業活動により生じた空き缶等及び吸い殻等の投棄の防止に係る施策を策定し、必要に応じたこれらの回収活動を実施するとともに、前条に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

[項を加える。]

(市民等の責務)

第5条 市民等は、家庭の内外を問わず、自らの生活において生じさせた空き缶等及び吸い殻等を適正に処理し、及び市内の環境美化に努めるとともに、第3条に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

(土地占有者等の責務)

第6条 土地占有者等は、空き缶等及び吸い殻等の投棄を防止するため、その占有し、又は管理する土地の清掃及び除草を行うよう努めるとともに、第3条に規定する市の施策又は事業に協力しなければならない。

(投棄の禁止)

第7条 何人も、道路、公園、広場、河川、池沼その他の公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所に

ごみを投棄してはならない。

(勧告及び命令)

第10条 市長は、第7条の規定に違反してごみの投棄を行った者に対し、この条例の目的を達成するため必要な限度において、当該ごみの回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2及び3 [略]

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による勧告又は命令を受けた者が正当な理由がなくその勧告又は命令に従わないときは、氏名その他の勧告又は命令を受けた者を特定することができる情報であって規則で定めるもの及び勧告又は命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告又は命令を受けた者に対し、その理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

(過料)

第13条 第7条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

空き缶等又は吸い殻等を投棄してはならない。

(勧告及び命令)

第10条 市長は、第7条の規定に違反して空き缶等又は吸い殻等の投棄を行った者に対し、この条例の目的を達成するため必要な限度において、当該空き缶等又は吸い殻等の回収その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2及び3 [略]

(公表)

第11条 市長は、第9条の規定に違反し、前条第2項の規定による勧告又は前条第3項の規定による命令を受けた者が正当な理由がなくその勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

[項を加える。]

(罰則)

第13条 第7条の規定に違反した者は、3万円以下の罰金に処する。

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第13条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にした行為について適用し、施行日の前日までにした行為に対する罰則については、なお従前の例による。